

平成 22 年 6 月 3 日

JCSS 登録事業者 各位

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター 計量認定課長 山崎 栄造



JCSS 校正証明書における信頼の水準約 95 %表記への移行について

平素 JCSS にご理解・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、昨年夏の説明会でもご紹介しましたとおり、昨年度「JCSS 登録の一般要求事項」を改正し、不確かさの表記について変更しております。

ISO/IEC 17025 に基づく校正事業においては、測定の不確かさを GUM に基づいて評価し、拡張不確かさの形で測定結果に拡張不確かさを含め表示することを原則としています。

JCSS においては、これまで広範な分野における実際の多くの測定に対して、「一定の条件下では包含係数 $k=2$ を採用することで、信頼の水準約 95 % に対応する区間の拡張不確かさとすることができる。」としてきましたが、「すべての条件下で包含係数 $k=2$ としていれば、信頼の水準は約 95 % である。」と誤解が生じている可能性があります。

そのため、NITE 認定センターとしては、今般の海外認定機関との整合性の関係から、JCSS 校正証明書における測定の不確かさの表記方法を GUM に基づいてより正確に記述したいと考えており、これが昨年度の改正の背景となっている次第です。

JCSS 校正証明書には、測定の不確かさを GUM に基づいて評価し、測定結果に拡張不確かさを含め表示することを原則とし、包含係数 $k=2$ だけの表記ではなく、信頼の水準約 95 % の表記及びその時の包含係数の表記並びに必要な場合は有効自由度を表記することとします。

1. 基本方針

本年度から平成 27 年度までの 6 年間をかけ、すべての登録事業者の不確かさの評価について、自由度を考慮して評価していること、また JCSS 校正証明書の記載方法を確認します。

そのため、

- ① 登録事業者は、GUM に従い自由度を考慮して測定の不確かさを評価しているかどうか、自ら確認を行ってください。確認の結果、自由度を考慮していない登録事業者は自由度を考慮し、測定の不確かさの再計算を行ってください。
- ② 登録事業者による測定の不確かさの再計算において、自由度の扱い等、登録事業者では判断できない技術的な問題が生じた場合はその情報を JCSS 事務局にご連絡ください。JCSS 分野別技術分科会で検討します。
- ③ JCSS 分野別技術分科会での検討結果等技術的な問題の取扱いについては登録事業者に情報提供するとともに、審査員、技術アドバイザーとも情報を共有し、審査・検査を実施します。

2. 確認スケジュール（別添スケジュール表を参照）

①平成 23 年 3 月末まで（平成 22 年度末まで）

登録事業者は、別添「包含係数の決定及び有効自由度の評価に関する資料」を参考に、自由度を考慮して測定の不確かさを評価しているかどうか、自ら確認を行ってください。自身の最高測定能力及び校正依頼品に対する測定の不確かさの評価が該当します。

確認の結果、自由度を考慮していなかった登録事業者は自由度を考慮した再計算を行ってください。その際、技術的な問題（例えば、最高測定能力の変更が必要となる可能性がある、自由度の扱いが不明な不確かさ要因がある等、登録事業者では判断できない技術的な問題）は個別に対応しますので、適宜その情報を JCSS 事務局にご連絡ください。

②平成 24 年 3 月末まで（平成 23 年度末まで）

平成 23 年 4 月に、すべての登録事業者の確認状況について JCSS 事務局から確認のご連絡をします。

登録事業者からの技術的な問題に関する情報について、引き続き JCSS 分野別技術分科会で検討し、適宜、情報提供を行います。また、必要な場合は「技術的要求事項適用指針」に反映します。

自由度を考慮して不確かさを評価しているかどうか、自ら確認し問題ないと判断した登録事業者及び再計算が終了した登録事業者にあつては、平成 23 年 4 月以降に実施する審査・検査でその内容を確認します。その際、技術的な問題点が発見された場合は「懸念事項」として取り扱います。

自由度を考慮した再計算が終了していない登録事業者は継続して実施してください。期限は平成 24 年 3 月末までとします。

③平成 24 年 4 月以降（平成 24 年度）

登録の有効期間は 4 年間ですので、平成 24 年 4 月から 4 年後の平成 28 年 3 月末（平成 27 年度末）までに、すべての登録事業者の不確かさの評価の状況及び JCSS 校正証明書への記載方法を確認します。その際、技術的な問題点が発見された場合は「懸念事項」として取り扱います。

3. 説明会について

本年 9 月に本件に関する説明会を開催する予定です。ご案内は登録事業者の皆様にお知らせするとともに、JCSS ホームページ上に掲載いたしますので、ぜひご出席いただきますようお願いいたします。

4. お問い合わせ先

JCSS 事務局 担当：菊池

恐れ入りますが、JCSS 事務局へのお問い合わせ、技術的な問題に関するご連絡はメールでお願いします。

メールアドレス：jcss@nite.go.jp

以 上